

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年11月28日(金)
会議時間 13時57分開会 14時19分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明
委員：只野敏彦、田村幸紀、川上 均、深沼達生
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：宇都宮学
- 5 説明員 副町長：西田史明
総務課長補佐：尾田和哉、行政管理係長：岩橋啓太
- 6 議 件
(1) 令和7年第7回町議会定例会の運営について
① 予定議案等(町・議会)の確認
② 一般質問の確認
③ 審議方法及び審議日程の決定
④ 会期の決定
(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

【開会 13:57】

(1) 令和7年第7回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の確認

委員長(橋本晃明)：それでは、これから議会運営委員会を開催する。今日の議件は、令和7年第7回町議会定例会の運営についてである。まずは、予定議案の確認をして参りたいと思う。執行側より前回11月25日開催の議運以後の提出議案等の変更、追加、取りやめがもしあったら確認をしたいと思う。副町長、願います。

副町長(西田史明)：先般の議会運営委員会でお話のあった農作物の生育状況、出来秋について、行政報告をさせていただきたいと思うので、追加をさせていただきたいと思う。あとほかには追加、取り止めの議件はない。

委員長：只今、副町長から農作物作況状況等について、行政報告を行うことを追加したいということがあった。これについて、よろしいか。

(「よろしい」という声あり)

委員長：それでは、追加の議件等はないということなので、次に、議会提案の変更、追加を確認したいと思う。事務局長。

事務局長(大尾 智)：それでは、議会提案の変更、追加等であるが、陳情、請願、意見書等についてであるけれども、請願は前回ご説明したとおり1件で、採択されれば意見書1件ということで、そこからの追加等はない。以上である。

委員長：追加のものはないということだが、これもよろしいか。

(「よろしい」という声あり)

② 一般質問の確認

議運委員長：次に、一般質問について確認をして参りたいと思う。皆さんのお手元に配付されていると思うが、今回は6名から10項目の通告があった。答弁書の提出を希望する議員は、通告のあった全議員である。それでは、ここで若干休憩をとって通告内容の確認をしたいと思う。休憩する。

【休憩 14:00】

【再開 14:04】

委員長：再開する。皆さん、読んで何かあったら出していただきたいと思う。只野委員。

只野委員：私の一般質問のところだが、除雪・排雪についての2行目のところで、「約30軒」というところを、それを削除してほしいと思う。

委員長：確認するが、6ページの本文の2行目の「商店や個人宅等を」の後の「約30軒」を削

除して「除雪・排雪され、料金も安かったので」に続くということによろしいか。

只野委員：はい。

委員長：ほかにあるか。

川上委員：町名変更の関係で、どうもこれ重複しているような感じがするが、書き方は違うけれども。山本議員の取り組み、これ何回か話が出ていると思うが。また同じような質問しているような感じがするのだが。現状今取り組み中である。そういった中で、これは果たして適切なのかどうなのかという部分と。あと、鈴木議員が、今、特に町民生活の問題点、企業の問題点について出ているけども、只野議員の中で、民間事業者の負担となるコストはどの程度かという部分は、重複しているのではないかなと思うが、この辺の整理はできないのかと私は思うが。

委員長：一般質問で通告が重なってくるという部分は当然予想されることでもあるし、その中で、もう既に聞いて答えが出た部分については、重ねて質問しないというのは当然なのかなと思うが。同じような質問にならないように、見る観点を変えるとか、違う部分から質問するという形に当然ならなければならないと思うので。そこは議長が、一般質問の途中で重なっていけばそのように指摘するということになるのかなと私は思っているが。あらかじめここで質問を削除するか、訂正させるということは、まずしないほうがいいのかなと私は思っている。

川上委員：でも、実際は前回6月、3月もそうだったのか、何か似たような質問ばかりで、当然答えは同じになるのだから、そういった部分で重複質問を何回かしている部分があったので。そう考えたときに、これどうなのかと果たして。観点が違うと言いつつ、中身は結局同じだから。表現の仕方が違うだけで。これやはり整理しないとだめではないかと私は思うが。

委員長：同じ質問でも前回の定例会と今回の定例会とでは状況が変わっているとこともあるでしょうから、その点については別に問題はないのかなと思うけども。ただ、その日の質問の中で、11日・12日の中で同じことを聞いていれば当然議長が指摘する内容になると思う。基本的には、特に一般質問においては議員の発言というのは、最大限尊重されるべきだと考えているので、そこについて制限をかけるということとはふさわしくないのかなと思う。皆さんどうか。議長、お願いします。

議長(山下清美)：受け付けするにあたって、局長とも相談しながら、局長と次長3人で受け付けしたが、その中で町名変更、今回、続けてあるということで、最初に山本議員と鈴木議員が来ていたが、鈴木議員とも話した中で、前の人の質問を聞き取って、重複する部分が差し替えるということで確認を取っている。また、只野議員が後で受け付けしたときにも、町名変更の部分だったので、山本議員、鈴木議員のやりとりをした後に重複しないようにということで、重複した部分については質問しないということで確認を取っている。それぞれ各議員が、その辺は判断してもらって質問してもらおうということでやりとりしている。それについてはもう整理をされているところである。

委員長：ほかにあるか。

川上委員：議題は違うけども、前回か前々回のときにも、これとは違う質問けども似たような質問が出ていて。町民からは、きちんと整理できないのかという話を結構言われた。そういった部分で、その辺、手をつけられないというならそれでいいのだけでも、議

運は何をやっているのだと言われたいような形のものをきちんとしてほしいと思う。以上である。

委員長：その点の整理については、議長のほうで当日お願いしたいと思う。当然、質問する側も先ほど聞いたのと同じことは言わないという、それはもう当然のことだろうと思うが、過去においてそういう質問の仕方があったということであればそこは直していかなくてはならないと。そして抑えていくということにはなると思うけども、その質問や削るとか、やめさせるとかということではできないだろうと思う。質問として聞く方向が違う 執行側に聞くものではないようなものであれば、やめさせるということはあるかもしれませんが。それ以外においては、なかなかできないと思う。これについては、このように進めるということではよろしいか。

(「よろしい」という声あり)

委員長：それでは、内容については確認をした。チラシ折り込み等で住民に周知するので、日程の割り振りを行いたいと思う。今回6名ということであったので、2日間であるが、11日(木)に3名、5項目。12日(金)に3名、5項目ということで、2日に分けたと思う。よろしいか。

(「よろしい」という声あり)

③審議方法及び審議日程の決定

委員長：次に、審議方法及び審議日程の決定についてだが、皆さんのお手元に「付議予定議件」というホチキス止めの2枚ものの資料があるかと思う。これについて、事務局長より説明をお願いします。

事務局長：それでは、付議予定議件をご覧ください。今回、定例会に付された意見については、条例が2件、それから補正予算が5件、それから、総計の変更に係る部分が1件ということになっている。条例第81号の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例と、第82号の町育成牧場の料金等の関係の条例の2件については、12月16日の最終日、本会議にて審議する。それから、補正予算、83号の一般会計第9号から87号の下水道事業会計第3号までの5件については、先日の議運でもお話のあった通り執行側がより急ぐということであったので、12月5日初日に審議する。それから、その他として、先ほど副町長よりお話のあった農作物の作況状況等についてということで、このタイトルがまだ未定というか、仮で入れている部分なのでご承知いただく。当日配布ということで12月5日、初日に報告がある。それから、議案88号の総合計画基本構想変更及び後期基本計画の策定については、最終日12月16日に行いたいと思う。審議方法については、先日の議運、それから全員協議会でお話したとおりである。それから、議会関係ということで、先ほど決定された一般質問6名10項目、11日と12日にそれぞれ3名、5項目ずつということになっている。それから、請願については1件ある。初日、12月5日に総務産業常任委員会に付託する。それから11日に本会議で委員会報告と採決をする。それから、所管事務調査の報告ということで、こちら初日、総務産業・厚生文教両委員会から報告がある。それから、所管事務調査の申し出、こちら各常任委員会と議会運営委員会より、最終日に申し出を行う。それから、議員の派遣だが、こちらまだ流動的な部分もあるので、予定ということで、「町民との意見交換会」の日程がもし固まれば、最終日に、議員派遣を議決していただきたいと思っている。それから、会期中に提出が予定されているものは、今のところ執行側からは特にお聞きしていない。議会側については、先ほど説明した請願が採択された場合には、意見書を最終日12月16日本会議にて議決するとい

う形になる。以上である。

委員長：今、日程について説明あったけども、これについて皆さんのほうから何か質疑はあるか。

（「なし」という声あり）

委員長：なければ、審議方法と日程については、今の説明のとおりとさせていただきます。

④会期の決定

委員長：次に会期だが、12月5日（金）から12月16日（火）までの12日間とするということよろしいか。

（「はい」という声あり）

委員長：それでは、ここで執行側の皆さんには退席いただく。休憩する。

【休憩 14：18（執行側退席）】

【再開 14：18】

（2）その他

委員長：再開する。それでは、その他、皆さんのほうから何かあるか。

（「なし」という声あり）

委員長：事務局からは特にないか。

（「なし」という声あり）

委員長：それでは、本日の議会運営委員会はこれで閉じさせていただきます。

【閉会 14：19】